

# 生徒会会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は、千葉市立土気南中学校生徒会と称する。

## 第2章 会 員

第2条 本会は、千葉市立土気南中学校生徒を会員とする。

## 第3章 目 的

第3条 本会は、会員の自治活動によって、学校生活の向上を図り、名実ともに良い校風をつくることを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために、会員は次のような活動をする。

- (1) 学校の行事に協力参加する活動
- (2) 会員の生活改善や福祉をめざす活動
- (3) 学級や専門委員会などの活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第4章 役 員

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 2年1名

副会長 2年2名

会計 2年1名

1年1名

書記 2年1名

1年1名

第6条 役員は公選によって前期終了までに決定し、任期は選出年度の後期開始より翌年度の前期終了までとする。

選挙規定は、別に定める。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は生徒会を代表するものであり、生徒評議会の決定事項を実施する。
- (2) 会長に事故があるときは、本部役員の中から代行を選出する。
- (3) 本部役員は次の活動を分担・協力して行う。
  - ① 予算の編成・執行・会計簿の記入及び会計報告をする。
  - ② 生徒総会・生徒評議会・その他生徒会に関する話し合いの議事の過程及び決定事項を記録する。

第8条 役員が欠員になった場合は、別に定める選挙管理規定に基づき補欠選挙を行う。

選挙規定は、別に定める。

## 第5章 総 会

第9条 総会は全校生徒によって構成される生徒会の最高議決機関である。

第10条 総会は次の機能を持つ。

- (1) 年間目標の決定及び承認
- (2) 予算の承認及び生徒会費の決定
- (3) 会則の変更などに関する議決

(4) その他、生徒会の目標達成のために必要な事項の決定及び承認

第11条 総会は4月または5月に開く。ただし、生徒評議会が必要と認めたとき、又は、会員の3分の1以上の要求があったときは、これを開くことができる。

第12条 総会は会員の5分の4の出席によって成立する。総会の決定は、出席全員の過半数でこれを決める。

## 第6章 生徒評議会

第13条 生徒評議会は、各専門委員会の委員長と学級委員1名及び生徒会本部役員によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。

第14条 生徒評議会は次の機能を持つ。

- (1) 生徒会本部及び各学級会、各専門委員会から提出された事項の審議決定。
- (2) 生徒会を運営するための様々な計画の審議決定及び承認。
- (3) その他、緊急を要する事項について総会に代わる決議。

第15条 生徒評議会は、必要に応じて会長は臨時に招集することができる。

第16条 生徒評議会は、評議員の3分の2以上の出席によって成立し、出席評議委員の3分の2以上により決議する。

## 第7章 専門委員会

第17条 本会の活動を活発にするために次の専門委員会を設ける。

- (1) 生活委員会 (2) 図書委員会
- (3) 給食委員会 (4) 保健委員会
- (5) 美化委員会 (6) 広報委員会

第18条 各専門委員会はそれぞれ次のような活動をする。

- (1) 生活委員会…生活態度及び風紀に関わる仕事
- (2) 図書委員会…図書館の管理及び運営に関わる仕事
- (3) 給食委員会…給食に関わる仕事
- (4) 保健委員会…保健・衛生に関わる仕事
- (5) 美化委員会…校舎内の美化活動及びリサイクル活動
- (6) 広報委員会…校内放送に関わる活動及び、掲示・集会行事の運営に関わる仕事

第19条 各専門委員会は、これらの活動の他に生徒評議会において決定された事項を実行する。

第20条 専門委員会は、各学級専門委員1名（場合によっては2名）による会議で、毎月1回開くことを原則とする。

第21条 各専門委員会には、委員長及び副委員長各1名（もしくは2名）、書記2名を置く。専門委員長は生徒評議会に出席する。委員長の任期は、選出年度の後期開始より、翌年度前期終了までとする。

## 第8章 学級・学年委員会

第22条 各学級には、学級委員男女各1名、書記男女各1名、議長男女各1名、その他必要な役員を置く。

第23条 学級会は、学級役員を中心に学級の問題を自主的に協議するとともに生徒評議会に提出する事項を審議し、決定する。

第24条 各学年には、学年委員会を置き、委員長及び副委員長各1名を選出する。これは、学級委員が参加する。

第25条 学年委員会は、次のような活動をする。

- (1) 学年の諸問題の協議
- (2) 学年集会の主催
- (3) 生徒会行事・学校行事への協力

## 第9章 その他の委員会

第26条 部活動委員会（部長会議）は、各部の部長（キャプテン）で構成され、部活動に関わる諸問題の協議に当たる。

第27条 1 生徒会本部、専門委員会との連携を深めるため本部役員と専門委員長とで専門委員長会議を構成する。  
2 その他、必要な委員会については生徒評議会で認めたものについて活動を許可する。

## 第10章 会 計

第28条 本会の経費は、会費その他をもってこれに当てる。

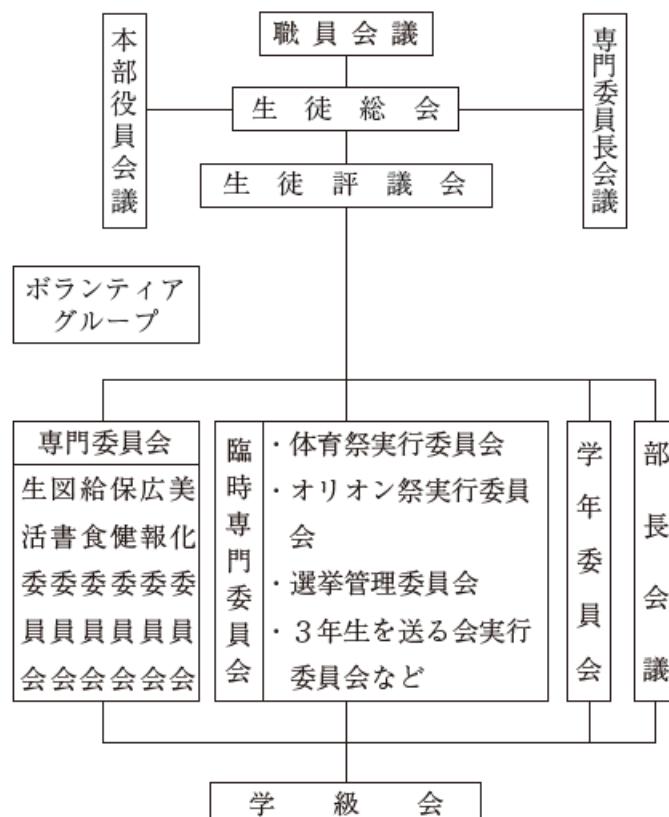
第29条 生徒会費は、その年度の生徒総会で決定する。

## 第11章 附 則

第30条 本会則は校長から委任された権限に基づく規定である。

第31条 校長は決議事項の最終決定をする。

## 生徒会組織図



# 選挙管理規定

## 第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員会の任期は9月上旬から選挙終了までとする。また、選挙管理委員会は各学級から1名選出する。

## 第2条 1 選挙に関する事務

- (1) 候補者名簿一覧表の作成
- (2) 投票用紙の作成
- (3) 届出用紙の作成
- (4) 立会演説会の開催

### 2 投票日の公示

### 3 開票及び結果の掲示

第3条 選挙管理委員による立候補や応援演説は認めない。

## 第2章 立候補・推薦

第4条 本校生徒は生徒会全役員に立候補できる。

## 第5条

- (1) 投票は会長1名、副会長2年生より2名。会計は2年生より1名、1年生より1名。  
書記は2年生より1名、1年生より1名とする。
- (2) 本部役員への立候補者が、定数に満たなかった場合は、他学年からの立候補者を充当することができる。

## 第3章 選 挙

第6条 立候補者が定員を超えた場合は、得票の最高点よりこれを決める。

第7条 立候補者が定員を超えない場合は、信任投票を行い、有効投票の過半数を得られない場合は再選挙する。

第8条 開票の結果、次のものは無効とする。

- (1) 規定以上の人數に○印を記入してある場合
- (2) 選挙管理委員会において判定困難な場合

## 第4章 そ の 他

第9条 役員に欠員が生じた場合は次のようにする。

- (1) 前もって欠員が生じることがわかっている場合は、その役員が不在にならないよう前もって補欠選挙を行う。
- (2) 前もってわからない場合は、欠員が生じた日から2週間以内に補欠選挙を行う。
- (3) 卒業式後に補欠選挙を行う場合は、3年生の評議委員の了解を得て1・2年生で選挙を行う。

第10条 この規定の改正は、生徒評議会において委員の3分の2以上の賛成を得て成立する。

## 《留意事項》

立候補は、自薦・他薦を問わないが、他薦の場合でも自薦と同等の意欲を持って参加すること。